

# 土木工事施工管理基準

平成22年7月

宮崎県県土整備部

# 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書〔H22.7〕、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

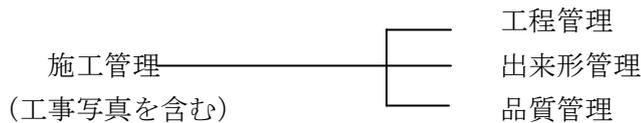
## 2 適用

この管理基準は、宮崎県県土整備部が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

## 3 構成



## 4 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 5 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。

ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

### (3) 品質管理

- ① 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表(ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など)を作成するものとする。

ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するもの、もしくは、工事の施工に当たり、甲乙協議の結果に基づき監督員が指示するものを実施するものとする。

#### (イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が500m<sup>2</sup>以下のもの)

#### (ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(施工面積が500m<sup>2</sup>以下のもの)

※「維持工事等」とは、維持工事と共に災害復旧工事を含む。

※「施工面積」とは、1箇所あたりの面積とし、1つの契約で連続しない工事箇所が複数ある場合は各々を1箇所とする。

※「維持工事等の小規模なもの」に該当する工事については、土木施工管理基準における試験区分を「その他」の取扱いとする。

- ② 請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。
- ③ 請負者は、土木用骨材の材料試験については、別に定める土木用骨材の規格実施要領、再生資源の利用基準及び再生骨材の規格実施要領によらなければならない。
- ④ 請負者は、加熱式レディーミクストアスファルトコンクリートの使用にあたっては、生アス取扱要領によらなければならない。

### 6 規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

### 7 そ の 他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

